## 品川区生活困窮者自立支援制度運営協議会設置要綱

制定 平成 2 7年 5月 2 8日 区長決定 要綱第 4 1 4号 改正 平成 2 9年 3月 3 0日 区長決定 要綱第 5 7号 改正 平成 3 1年 3月 2 9日 福祉部長決定 要綱第 9 2号 改正 令和 2年 4月 1日 区長決定 要綱第 1 7 7号 改正 令和 4年 4月 1日 区長決定 要綱第 1 9 3号 改正 令和 6年 3月 2 8日 部長決定 要綱第 1 9 6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第4条第1項の 規定に基づき、生活困窮者自立支援制度の実施に関し、区関係部署間の調整・協議を行う 生活困窮者自立支援制度運営協議会(以下「運営協議会」という。)の設置および運営につ いて必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 福祉部に運営協議会を置く。

(所掌事項)

- 第3条 運営協議会は、次に掲げる事項を処理する。
  - (1) 生活困窮者自立支援制度と他の福祉・雇用施策等との連携・調整
  - (2) 自立支援相談窓口への助言および情報提供等
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉部長が必要と認める事項

(組織)

- 第4条 運営協議会は、別表に掲げる委員長および委員で組織する。
- 2 案件により、外部の職業安定機関、教育機関その他の関係機関と緊密な連携を図る必要 があるときは、当該機関に運営協議会の出席をその都度要請する。

(委員長)

- 第5条 委員長は、福祉部長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 運営協議会は、委員長が召集する。
- 2 運営協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議決事項は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 運営協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、こ の限りでない。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部生活福祉課相談係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

- この要綱は、平成27年6月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成29年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成31年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、令和2年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、令和4年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

## 別表(第4条関係)

1次 (第4末與床)		
		充 て 職 名
委員長	福祉部長	
	企画経営部	税務課長
	区長室	戦略広報課長
		人権・ジェンダー平等推進課長
	地域振興部	地域活動課長
		地域産業振興課長
	子ども未来部	子ども育成課長
		子ども家庭支援センター長
		子育て応援課長
		保育入園調整課長
委 員	福祉部	福祉計画課長
		障害者支援課長
		高齢者福祉課長
		高齢者地域支援課長
		生活福祉課長
	健康推進部	国保医療年金課長
	品川区保健所	荏原保健センター所長
	都市環境部	住宅課長
	教育委員会事務局	学務課長
	品川区社会福祉協議会	事務局次長